

武蔵野興業株式会社定款

第1章 総則

第1条 当社は武蔵野興業株式会社と称する。

第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。

- 映画演劇その他各種の興行、娯楽場、美術館、画廊、体育施設及び競技場の経営並に映画の売買及び賃貸
- 映画並にビデオソフトの制作、配給及びその投資
- 興行場、娯楽場、芸能教育施設、事務室、店舗等の建設及び賃貸借並に不動産の売買及び斡旋
- 競技場、遊園地、温泉、旅館、サウナバス、その他観光事業の経営並に投資
- レストラン、料亭、喫茶店並に売店の経営及び紅茶、煙草の販売
- 一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並に駐車場の経営
- 貴金属、宝石、真珠、バッグ、時計並に日用雑貨品及び紳士服、婦人服、その他の衣料品並に毛皮の販売
- 美術工芸品の売買並に総合リース業
- 広告事業
- キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理業務
- 金銭貸付業
- 給排水機材、住宅設備機器及び建築資材の販売
- 不動産投資業
- ビルのメンテナンス業
- 警備の請負及びその保障に関する業務
- 以上の各号に附帯する一切の事業

第3条 当社は本店を東京都新宿区に置く。

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 取締役会
- 監査役
- 監査役会
- 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 当社の発行可能株式総数は400万株とする。

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第11条 当社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 株主総会の議決は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める議決は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出することを要する。

第4章 取締役および取締役会

第18条 当社に取締役11名以内を置く。

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第26条 当社に監査役4名以内を置く。

第27条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第7章 計算

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第35条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第36条 剰余金の配当または中間配当はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

- 1 現行定款第15条の削除および変更案第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則第1項から第3項は、施行日から6か月を経過した日、または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（2022年6月29日変更）